

結

ゆい

ロシア大統領プーチンに国際刑事裁判所からウクライナから数百人の子供の連れ去りの戦争犯罪で逮捕状が出た。これによってウクライナ侵略戦争の命令実行者の責任追及も始まった。残念ながら国際刑事裁判所の締約国にロシア、中国、アメリカは入っていないが、イラク侵略戦争の20周年にもあたる今、事態は変わらなければならない。私たちはイラク訴訟に携わって、バクダットへの自衛隊機による米軍の兵員、武器の空輸は武力行使と一体化ゆえ憲法違反であるという名古屋高裁判決を引き出した。平和的生存権は具体的権利であり、戦争遂行のみならず、戦争準備でも判断するというものだ。何より日本国民のみならず、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と日本国憲法前文で宣言しているものを再確認させた。ウクライナからロシア軍を撤退させるために、ロシア大使館に抗議の声が連日届けば、世界中の世論に影響を与え得るかもしれない。

今のロシアの姿は朝鮮、シベリアそして中国を侵略した過去の日本である。（木村直樹）

2023年4月10日 発行：ユニオンと連帯する市民の会

第32号



2023.03.30 総会後の懇談会
市民活動推進センターにて

フリーランスに希望はあるか（3）	-----	後藤 陽司
袴田巖さんの無実のために大きく前進	-----	櫻井 善行
いま愛知で起きていることを通して、		
戦時体制を支える「治安維持法体制」について考える	-----	小野 政美
尾形けいこの愛知県知事選政策 緑の社会民主路線	-----	尾形 慶子
藤井風くんの歌	-----	たかだ洋子
ユニオンへの期待	-----	猿田 正機
第16回総会開催 新役員体制	-----	市民の会
「スラップ訴訟」の問題	-----	大場 一哉
次回ユニオン学校のお知らせ		

「フリーランス」に希望はあるか（3）

後藤 陽司

◎資本主義におけるフリーランス—「現代の本源的蓄積」？

近代の資本主義的生産様式が成立する過程で、機械制大工業の工場で働く労働者の周辺に、零細業者や個人請負が存在した。マルクスは『資本論』第1巻第13章「機械と大工業」第8節「大工業によるマニファクチュア、手工業、及び家内労働の変革」で、分散した手工業的経営や家内経営が広範に存続していることを述べている。資本主義は常に他の生産様式などの「〈外部〉からの収奪なしには成り立たない。〈外部〉とは、市場の外部あるいは非資本主義的な領域（前近代的な共同体や独立の自営業が広範に存在している領域）を意味する。資本主義は、こうした〈外部〉を基本的には商品化を通じて包摂・統合するシステムとなる。」と白川真澄氏は述べている。

レギュラシオン理論から見ると、独立的な職人など自営的な形態の労働者が広範に存在した19世紀の欧米の「外延的蓄積体制」から、テーラー的生産方式が導入された20世紀初期のアメリカを経て、20世紀後半の「高度成長期」の米日欧のフォーディズムと呼ばれる大量生産と大量消費を伴う「内包的蓄積体制」への転換。この段階で完全雇用・社会保障制度の整備がなされ、製造業を中心に工場などの事業所に雇用される労働者が増大し、自営業者や零細業者は減少した。後者が前者になった。だが、1970年代以降の「大危機」に直面して、資本主義は、言わば「新自由主義的蓄積体制」に転換した。この段階で「雇用されない働き方」としてのフリーランスが増大した。正社員など雇用労働者がリス

トラなどで産業予備軍になった。また政府や財界の労働規制緩和によって、派遣や請負などの非正規労働者が増大した。「雇用の流動化」である。内部留保が膨れ上がっていく資本の強蓄積を可能にする究極の非正規雇用・責任回避の脱法形態として、労働法などによって守られない個人請負・偽装自営業が生み出されたのだ。森岡孝二氏は、個人請負を「偽装雇用」と名付けて、労働規制緩和によって「自己責任・自助努力」を元に「働き方の個別化」と「個人の自律性重視」が、「雇用によらない働き方」の推進にまで行きついた、と述べている。

高田好章氏は、非正規労働者や個人請負は、産業予備軍・相対的過剰人口の視点とともに、本源的蓄積論からも論じるべきとしている。世界システム論から見ると、資本主義的生産様式が支配的な中心＝〈中枢〉諸国の内部において、資本は非資本主義的な生産や社会関係（自営業、家内労働など）が主流をなす〈周辺〉のインフォーマルセクターを従属関係に置いて、労働力を安い価格で入手する（不等価交換）。その「現代の本源的蓄積」の極限的な形態がフリーランスになるということだ。Amazonに典型的にみられるように、自社のITプラットフォームで膨大な個人データを収集し利用して利益を上げている巨大IT企業（GAFAM）を頂点とするデジタル情報資本主義によって、フリーランスは最も「収奪」されている、と白川真澄氏は述べている。

◎未来へ—真の「雇用によらない働き方」は可能か？

立ち遅れた日本のフリーランスをめぐる運

動の課題を、脇田滋氏は「①広い労働者概念に基づき「偽装」を取締まり、「誤分類」規制を徹底すること ②雇用上の地位に関連して、「雇用の推定」=立証責任転換を導入すること ③集団的権利を徹底して保障すること（労働組合の役割はきわめて大きい） ④AIによる監視・アルゴリズムを規制すること ⑤労働・社会保険加入拡大、社会保護の改善」と提起している。

これらを実現するには、韓国の労働組合とフリーランス労働者の長く困難なたたかひに学ぶべきであろう。韓国では、従来の企業別労働組合から産業別労働組合への転換を図り、フリーランスが自ら職種別ないし産業別労働組合を結成して、団体交渉、さらにはストライキを敢行して、個人請負形式であっても集団的労使関係を発展させてきた。そして大法院（最高裁）で、映画関係のフリーランスは勤労基準法（労働基準法）上の労働者であることを事実上認めさせる判決を勝ちとった。日本の労働組合は世界でも特異な企業別労働組合であるが、産業別労働組合に転換して、企業内の正社員だけを組織するのではなく、産業、職種、地域、職場のすべての労働者を代表する組織にならなければならない。全労連は2022年の定期大会で「たたかう労働組合運動のバージョンアップ」を掲げた。ストライキを構えてでも賃上げ・労働条件などの前進を勝ちとる態勢を作る、その過程で要求の実現とともに、長期低落傾向にある組織の反転拡大を実現するというものである。スローガンは従来の「春闘に勝利して、仲間を増やそう！」から「仲間を増やして、春闘に勝利しよう！」へ転換した。すべての労働者を代表する組織に再編・脱皮するためには、労働者類型として年功型の正社員だけではなく、非年功型の非正規労働者や周辺的な「名ばかり正社員」なども対象とすることが必要である。そこには究極の非正規と言えるフリーランスも当然に入らなければならない

い。

既に、先に触れた日本俳優連合をはじめとして、日本音楽家ユニオン、出版ネッツ、近年ではウーバーイーツユニオンなど、フリーランス自身が組織した労働組合が様々に奮闘してきた。特に、2020年6月に、楽器大手ヤマハの子会社として全国で英語教室を展開する「ヤマハミュージックジャパン」が、「個人事業主」契約だった講師の女性らに雇用制度を導入する方針を組合側に提示したことが報じられた。社員と変わらない働き方をしながら、コロナ禍のもとでも休業補償が出ないことに講師らが気づき、ヤマハ英語講師ユニオンという労働組合を結成して粘り強い交渉の末、個人事業主契約を、雇用契約に切り替えさせた。「名ばかり個人事業主」を実態に合わせて「労働者」に転換させる運動が成功したのである。さらに、2022年11月25日、東京都労委は、ウーバーイーツの配達員が労組法上の労働者であることを認めて、PFのウーバーに対して、ウーバーイーツユニオンとの団体交渉に応じるように命じた。ウーバーイーツユニオンが、「雇用労働者」ではないからと言う理由でPFが団交拒否を続けてきたことに対して、不当労働行為として救済命令を申し立てていた。プラットフォーム労働者が、集団的権利を実効的に行使することを可能とする画期的な第一歩である。また11月25日のブラックフライデー初日に、Amazon配達員の労働組合が、長時間過密労働に対して「このまま働いたら、死ぬか第三者を巻き込むか」と、世界30カ国のストライキに連携して待遇改善と団体交渉の実施を求めて抗議行動をした。

私は2022年6月に「フリーランスユニオン」に加入した。「フリーランスユニオン」は、同年5月に「ウーバーイーツユニオン」と音楽講師らによる「ヤマハ音楽講師ユニオン」、ヨガのインストラクターらの「ヨギーインストラクターユニオン」が中心になって

結成された任意団体である。フリーランスの労働組合結成を目指し、権利保護のための政策提言、団体交渉の支援なども行っていくという活動方針である。2022年11月末現在まで、ハラスメントの事案への対応、「フリーランス新法案」へのパブリックコメント提出、インボイス制度学習会、映画「自由な働き方の罫」上映会などに取り組んでいる。

以上のように、「偽装雇用」・「雇用類似」のフリーランスに対して、労働者性を拡大して、労働法・社会保障法の保護適用をめざすたたかいが重要である。そのためには、まずは、こうしたフリーランスの労働組合などと全労連などのナショナルセンターとの連携が必要である。

最後に、これまでその否定的な現状を述べてきた「雇用によらない働き方」であるが、未来社会へ向けた真の「雇用によらない働き方」について考える。私はワーカーズコープ東海事業本部の「若者外国人未来応援事業」（愛知県の委託事業）で学習支援の「有償ボランティア」もしている。やはり「雇われな働き方」である。現場の運営はきわめて民主的で、本部の責任者と我々支援員が対等な立場でミーティングを行い、利用者の状況などを共有、検討しながら、学習支援計画の方針の大枠を決めている（その日その日の科目の割り振りなどは責任者が指示する）。

ワーカーズコープは労働者協同同組合である。日本では2020年に成立した労働者協同組合法が2022年10月に施行され、労働者が自ら出資し、運営にかかわり、利益を分配する「協同労働」という新しい働き方が法的に実現可能になった。マルクスは『資本論』で述べている。「労働者たち自身の協同組合工場は、古い形態の内部において、古い形態の最初の突破口である。」「雇用によらない働き方」である「協同労働」、それに基づく「協同組合」としての労働者協同組合は、未来社会への過渡期の一つの道を示している。

また、日本では本来は禁止されている労働者供給事業が労働組合には許容されており、派遣事業を行うことができる。さらに、AI・アルゴリズムを実装したPFを、フリーランスが共同で設立し、自主管理することによって、公平に仕事を請け負い、利用者・消費者などの地域社会と連携し、利益をフリーランス間で公平に分配し、地域にも還元する「シェアリング・エコノミー」事業が構想できる。資本の論理ではなく、労働者の論理の「協同労働」によって、連帯と互助に基づいて運営できる。ここに「雇用によらない働き方」であるフリーランスが、PFを「アソシエーション」として自主的に形成して資本に対抗する力を持ち、未来社会に通じる道を見出せる可能性がある。機械制大工業のフォーダイズム型の資本主義からIT・デジタル情報産業のポスト・フォーダイズム型の資本主義に転換する中で、労働者が主人公となる「雇用によらない働き方」の未来社会へのどのような道があるのか、これから探究し、実践していかなければならない。

「声に出し、仲間と考えれば、わからなくても助けてくれる人がいます。・・・将来を担う子どもたちのだれもが、理不尽な働き方を強いられないように・・・教育にかかわる私たちが諦めず、行動していきたいと思っています。」—まずは声を上げてつながること、ヤマハ英語講師ユニオンの清水ひとみ氏の言葉を紹介して、この稿を閉じることとする。

袴田巖さんの無実のために大きく前進

東京高裁は再審決定、検察は特別抗告断念

櫻井 善行

先進国の中では今なお「死刑」という制度が存続し、それを今なお多くの国民が犯罪の抑止力として信じているのが我が日本国である。その制度の中で死刑執行という恐怖の中で生きてきた一人の死刑囚のいのちが今ようやく救われようとしている。

いわゆる袴田事件とは、1966年6月30日に静岡県清水市横砂（当時 現静岡市清水区）の民家で発生した強盗殺人・放火事件をいう。味噌製造会社の専務一家4人が殺害され、住宅を放火された上、集金袋を奪われた事件のことである。この呼称の由来はのちに被疑者・被告人・死刑囚になった袴田巖さんの名から来ている。

1980年（昭和55年）に死刑の有罪判決が確定したが、袴田さんは一貫して冤罪を主張しており、死刑確定後の1981年（昭和56年）から2度の再審請求を行い、東京高裁は再審の扉を開いた。検察当局は、期限になる3月20日に最高裁への特別抗告を断念した。3月17日付け中日新聞夕刊では検察当局が特別抗告の意向を示していたが、さすがに恥の上塗りにはできなかつた。検察は、証拠の捏造の可能性を指摘した高裁決定を不服としながらも、静岡地裁に続く再審開始決定で土俵際に追い込まれて“撤退”を余儀なくされた。今後の再審公判で有罪立証を試みるのかは明らかにしていないが、過去の例から有罪判決を引き出すのは極めて困難な情勢である。袴田さんの逮捕からもう58年になる。我が国の刑事司法のあり方も検証が求められることになる。

袴田巖さんがやってもいないことで、死の

淵に追い込まれたことに我々も反省が必要である。善良な国民は、したり顔で極悪犯罪者を糾弾し、刑事に「死刑」という名の「合法的殺人」を委ねて溜飲を下げるのではと思うことがしばしばある。国家が大きな顔で人を殺しても、一部の人はか弱き声を上げるが、執行者はとがめられることはない。21世紀になっても「人が人を殺す」、「人が人を殺させること」ことが国家の名においてまだ正当化される社会はある意味不気味である。人々の良心は麻痺しているのではと思うことがしばしばある。実際にそれまで死刑廃止論者であった人が法務大臣に就任すると、周囲の圧力で死刑執行に「はんこ」を押すことすらあった。おぞましい光景である。

日本の司法の構造がえん罪を生み出す構造だといわれる。過去にもいくつかの記憶から忘れない「えん罪事件」がある。今年ちょうど60年を迎える「狭山事件」の再審についても私はすごく関心がある。私は少年時代にこの事件の存在を知り、被告であった石川一雄氏は無実であると信じて疑わない。このことは次号で少し触れてみたい。ともあれ袴田巖氏の再審決定がなされたことは喜ぶべきことであり、一日も早い無罪の確定と、国家権力に償いを実現させたいと思うのは私だけではないであろう。

（さくらい よしゆき）

いま愛知で起きていることを通して、 戦時体制を支える「治安維持法体制」について考える

小野政美（ユニオンと連帯する市民の会）

いま愛知で起きていることを通して、戦時体制を支える「治安維持法体制」と闘いの課題を考えたい。

I. 2/5 愛知県知事選挙に「あいちトリエンナーレ2019」企画展「表現の不自由展・その後」開催に対して抗議を続ける二人が立候補。「表現の不自由展」攻撃の本質的問題は何だったのか

2/5 愛知県知事選挙に、「表現の不自由展・その後」開催に対して抗議を続ける男性が立候補し12万3911票、もう一人、大村知事リコール運動元受任者の候補者も10万3805票の得票だった。河村名古屋市長が代表の「減税日本」は立候補者を出せず、「昭和天皇様のご真影を4度にわたりバーナーで焼き燃え殻を足で踏みじめる動画を公共施設で見世物にした大村愛知県知事の再選は絶対にありえません」、「移民政策に反対」と訴えていた。「表現の不自由展・その後」中止・再開をめぐる本質的問題は何だったのか。「不自由展」で主に攻撃されたのは、性奴隷（日本軍「慰安婦」）をモチーフにした「平和の少女像」とともに、天皇裕仁・天皇制をモチーフにした作品だった。「大阪維新の会」の情報提供により会場に来た河村名古屋市長は、「日本国民に問う！陛下への辱めを許すのか！」と書かれたプラカードを手に、再開に抗議して会場前で座り込んだ。攻撃の本質には、日本社会は現在もなお、「天皇制」を自由に表現できないこと、植民地支配・日本軍「慰安婦」・南京大虐殺等への歴史修正主義・歴史捏造がある。

II. 名古屋入管で起きた「ウイシュマさん名古屋入管死亡事件」

日本で働く外国人労働者の数は、2022年10月末現在で182万人を超えた。2021年には、名古屋入管スリランカ人女性、ウイシュマ・サングマリさんの死亡事件が起きた。

「ウイシュマさん名古屋入管死亡事件」は、継続する「治安維持法体制」の結果である。自民族優先主義、外国人嫌悪、外国人敵視が根強く存在する。治安維持法は廃止されたが、外国人敵視の特高警察は継続されている。全件収容主義、長期収容、無期限収容、第三者チェックのない「入管法体制」が作られた。法律も裁判所の命令がなくとも、無期限に、入管局長指示を根拠文書として、治安維持法の予防拘禁よりも酷い身体拘束が現在も行われている。2022年6月17日、名古屋地検は、名古屋入管局長ら13人全員を「嫌疑なし」と不起訴処分にしたが、検察審査会は起訴を求める決定をおこない、国家賠償民事裁判も継続して闘われている。ウイシュマさん事件発覚後、世論の反発を受けた政府は、入管当局の権限を強化する出入国管理及び難民認定法改正法案の国会への提出を見送った。今国会にほとんど同じ内容の送還忌避罪の創設、難民申請者送還が可能な「入管法改正案」の国会再提出法案再提出を狙っている。母国を追われて日本に来たものの、難民認定されずに入国管理施設に長期収容される外国人たち。彼らを「強制送還」しやすくするための法改正が行われようとしている。「国際的な人権基準を満たしていない」として、2021年に国連からの意見や野党の批判を

受け、成立が見送られた「出入国管理及び難民認定法」（入管法）の改正案。政府が入国管理施設に長期収容される外国人の存在を問題視し、帰国を拒む外国人への対応の厳罰化を盛り込んでいた。その後名古屋の入管施設でスリランカ人女性ウィシュマさんの死亡事件が起き、入管行政への批判が高まったことも相まって廃案となったが、今年の通常国会で、2021年の法案の骨格を維持した改正案が再び提出ようとしている。2月23日には全国一斉行動を行った。法案は断固廃案にすべきである。

Ⅲ.名古屋刑務所で起きた「受刑者集団暴行事件」

名古屋刑務所（愛知県みよし市）で、職員22人が受刑者3人に暴行・不適切行為受刑者に暴行等を行った。20代から30代のほとんどが採用3年未満の刑務官22人は、2021年11月から22年8月にかけて、3人の男性受刑者に対し、顔や手をたたき、アルコールスプレーを顔に噴射する、尻をサンダルでたたき、腕や胸などを手で押すなどの行為を繰り返した。名古屋刑務所では2001～02年、男性受刑者（43歳）が肛門部に消防用ホースで放水後死亡事件が発生、刑務官らが特別公務員暴行陵虐致死罪などで有罪判決を受けた。事件を機に、明治時代に制定された監獄法が全面改正され、06年に刑事収容施設法と名を変えて施行。処遇原則を「改善更生の意欲の喚起と社会生活に適應する能力の育成」と位置づけていた。

Ⅳ.愛知県警岡崎警察署で起きた「被疑者暴行死事件」

2022年12月4日、愛知県警の岡崎警察署で勾留されていた男性（43歳）が、保護室の和式トイレの水に頭が浸かった状態で放置され死亡した。男性は11月下旬に公務執行妨害容疑で逮捕勾留されていた。「戒具」と呼ばれるベルト手錠と捕縄で手足を縛られ、保護

室に隔離された。男性は裸の状態、手足を縛られて床に横たわった状態の男性に複数の署員が暴行を加えるような様子が監視カメラに映っていた。男性は統合失調症のため障害者手帳2級で、保健所職員の支援を受けていた。身体拘束は延べ140時間以上に及び、男性は約5日にわたり食事をしていず、栄養補給など必要な措置を取っていなかった。

Ⅴ.愛知県安城市で起きた「外国人への生活保護排除事件」

愛知県安城市で、日系ブラジル人の40代の女性が、小学生の長男と1歳の次男を抱えて、家賃を滞納するなど生活が困窮し、11月1日、知人と安城市役所を訪れ、生活保護の申請をした際、窓口で対応した安城市職員は「外国人には生活保護費は出ない」、「夫が逮捕されたら入国ビザが取り消しになる」などと誤った情報を伝え、申請を拒否し、さらに「手助けできることはない」、日本で生活できないなら国に帰ればよい」と言われ、生活保護の申請を拒否され出入国在留管理庁や領事館に相談するよう促した。

Ⅵ.岐阜県大垣警察による市民監視事件

岐阜県に建設予定の風力発電施設建設めぐり勉強会を開くなどした地元住民と環境保全運動などに関わっている市民らの個人情報を、大垣警察署警備課が、事業者である中部電力子会社シーテック社を警察署に呼びつけて情報提供していた。学歴や病歴、株主総会への出席・発言、過去の市民運動の経歴、思想及び人間関係など、個々人の内面にかかわる事項や極私的な公にされていない情報などが大垣警察とシーテック社の情報交換において提供されていた。22年2月の岐阜地裁1審判決で、本人が外部に公表した情報であっても、思想・信条に関わる情報は要保護性の高いプライバシー情報である。大垣警察署によるシーテック社への情報提供は国賠法上違法である。必要性がないのに積極的かつ意図的

に継続的に情報提供した具体的態様は悪質であると判決。公安警察による情報収集の違法性（警察法2条1項を根拠に抽象的な「必要性」で情報収集可能）や個人情報の抹消が認められず原告は名古屋高裁に控訴中。

結び～愛知で起きた事件の点と点を結ぶと戦時体制を支える「治安維持法体制」が見えてくる

戦前の「治安維持法」は、1925年4月に普通選挙法と抱き合わせで作られた労働者・市民弾圧立法であった。1928年6月に改正され、「国体変革」に対する罰則を強化し最高刑を死刑とした。特高は多くの人々を検挙し、残虐な拷問で自白や転向を強要する「総監視社会」・「市民総弾圧社会」であった。戦争が本格化する段階では、市民全てを戦争協力の体制に組み込むため、その目的に抵抗する者、侵略戦争遂行の障害になると特高警察が見なした者は次々と逮捕した。治安維持法制定の1925年から1945年廃止までの20年間の犠牲者は、逮捕者数 数10万人、逮捕後の送検者数75681人、実刑5162人、虐殺死90人、拷問・虐待が原因で獄死114人、病气その他の理由による獄死1503人であった。

ロシアによるウクライナ侵略から1年が経過し、2023年2月現在、日本国内では、改憲勢力の3分の2国会議席確保を前提にした「台湾有事は日本の有事」が叫ばれ、「敵基地攻撃能力」の「安保戦略3文書」が閣議で決定され、日米豪軍事同盟等が強化されている。9条改正・非常事態条項新設等の憲法改正海外派兵への強硬発言や米軍・陸空海自衛隊の合同訓練、沖縄・奄美先島諸島の軍事要塞化が強行され、「侵略戦争国家体制」・「新ファシズム体制」が進んでいる。「象徴天皇制」が強化され、天皇制教育・愛国心教育・自国優先主義・多民族排外主義・ヘイトスピーチが、学校教育、メディア、ネットなど日本社会のすべての領域で進められてい

る。軍事力強化・軍事費増大だけでは戦争は出来ない。戦時体制には、「戦争を支持する国民と兵士」が必要であり、学校やメディアの国家統制、愛国心教育が必須である。いまこそ、新しい戦時体制、命と尊厳を踏みにじる治安維持体制と戦争動員、「日の丸・君が代」強制、愛国心教育・軍国主義教育に対して広範な抵抗の地域的・全国的ネットワークで闘うことが求められている。

最後に、インドの作家、批評家、活動家のアルンダティ・ロイの「〈帝国〉に抗して」『帝国を壊すために』（本橋哲也訳；岩波新書；2003年）から引用して終わりたい。「わたしたちの戦略、それはたんに〈帝国〉に立ち向かうだけでなく、それを包囲してしまうことだ。その酸素を奪うこと。恥をかかせること。馬鹿にしてやること。わたしたちの芸術、わたしたちの音楽、わたしたちの文学、わたしたちの頑固さ、わたしたちの喜び、わたしたちのすばらしさ、わたしたちのけっして諦めないしぶとさ、そして、自分自身の物語を語ることのできるわたしたちの能力でもって。わたしたちが信じるようにと洗脳されているものとは違う、わたしたち自身の物語。」「むしろわたしたちの戦略は、〈帝国〉を動かす部品がどこにあるかを見きわめ、それをひとつずつ役に立たなくさせていくことにある。どんな標的も、小さすぎる、ということはない。どんな些細な勝利も、意味を持たない、ということはない。」

尾形けいこの愛知県知事選政策

緑の社会民主路線＝グリーンニューディール政策

尾形 慶子

皆様のご支援を得て、2023年2月5日投票の愛知県知事選を闘い、25万票を獲得しました。スローガンは、ストップ気候危機・安心の暮らし・ジェンダー平等でした。私がめざしたものは「グリーンニューディール政策」です。これは、環境政策と福祉政策の融合であり、緑の社会民主主義路線と言えます。

日本一温室効果ガスを出す、愛知県民の責任

私は、公害の街・三重県四日市生まれ。福島原発事故のあと、残りの人生を脱原発のために使おうと決心しました。そして今、人間の営みが気候を変え、あと7年のうちにCO2排出を半分以上にしなければ、地球は奈落の底に落ちてしまうことを知りました。これは世界第5位のCO2排出国・日本の問題であり、日本一温室効果ガスを出す愛知県の問題です。

昨年来、私たちはコロナに加え物価高騰の打撃を受けています。さらに、気候変動は深刻になり、地震も予測され、私たちの困難は増すでしょう。みんな、気づいているはずで、エネルギー価格が上がるのは、石炭・石油・天然ガスを輸入に頼っているから。政府は気候対策を口実に、原発を再稼動・新規建設しようとしています。原発は高コストの上、危険です。輸入に頼る原発・化石燃料ではなく、国内産の自然エネルギーにシフトする、それが唯一の解決策です。

環境と健康を守り、経済を活性化する、グリーンニューディール政策

食品価格が上がっているのは、輸入農産物だけでなく、肥料も資材も家畜の飼料も上がっているからです。唯一の対策は、国内農業を

守る、特に有機農業を増やすこと。国内産の有機肥料を増やし、畜産も持続可能に変えることと、オーガニック給食の推進。これによって、子どもの健康と農業と環境を守ります。さらに、山を守る林業の復活と河川流域の環境保全が、豊かな海を育みます。1次産業を守ることが、食料安全保障を実現し、生活を守る唯一の方法です。

グリーンニューディール政策 ①脱炭素産業ナンバーワン

今の状況を変えるには、ゼロカーボン、脱炭素社会への転換しかありません。それは我慢の社会ではなく、逆に、快適で安心の暮らしを創ります。仕事を増やし、賃金が上がり、経済は活性化します。私が愛知県で一番やりたかったのは、光熱費ゼロ住宅（ゼロ・エネルギー・ハウス）です。建物の屋根にすべて太陽光パネルを取り付け、窓は二重ガラスにして断熱性を高め、電気自動車を充電する設備を付けます。モノづくりの県・愛知を、脱炭素産業ナンバーワンにすることができます。

ものすごく雇用が生まれますが、重要なのは労働者の要求を実現すること、脱炭素産業への公正な移行です。給料アップ、正規雇用化、中小業者の支援、さらに消費税のインボイス制度導入の見直し要請などを無視しては、経済は活性化しません。

グリーンニューディール政策 ②福祉の充実

災害に備えて、福祉の充実が必要です。特に、医療・介護・教育・保育というケア労働が大変弱いことが、コロナで明らかになりました。大切な子どもたちを預ける保育園で痛

ましい事故・事件が起こるのは、保育士が足りないから、保育士の仕事が過酷だからです。学校の先生も足りません。子どもの数は減っている今こそ、少人数学級を実現すべきです。病院は以前から減らされ、看護師・介護士が慢性的に不足しており、そこにコロナが蔓延し、医療・介護の現場は心も体もへとへとです。

ケア労働の低賃金・非正規雇用の多さの原因は、伝統的に女性が多く従事してきたからとされます。女性の平均賃金アップのためにも、この分野の処遇改善が急務です。

大型プロジェクトを見直し、庶民のために脱炭素化と福祉にお金を回す

これらを実現するには、税金の使い方を変える必要があります。リニア新幹線関連、設楽ダム、中部国際空港2本目の滑走路などの大型プロジェクトを見直し、庶民の生活に関わる脱炭素化と福祉の充実へお金を回すのです。私は、政府の防衛費2倍化にも強く反対し、憲法を生かした平和外交を求めました。県の仕事は、愛知県を派手なビジネス・ショーケースにすることではありません。県の仕事は、県民が光熱費ゼロ住宅に住めるようにすること、子ども達にオーガニック給食を無償で食べさせること、保育園や学校でゆとりある保育・教育を受けさせること、県民が感染症や老後を心配しなくてよい医療・介護を作ることです。これらを市町村任せにするのではなく、愛知県がお金を出して進めることです。下記は、選挙中、私が特に強く訴えた政策です。引き続き、運動を進めたいと思っています。

1. 省エネ・再エネで快適・安全な未来

- (1) 再生可能エネルギー拡大。ただし自然・健康破壊は防ぐ。
- (2) 省エネの推進。光熱費ゼロ住宅（ZEH、断熱等級5）を標準に。

2. 雇用拡大・賃金アップ・経済活性化を、脱炭素産業によって実現

- (1) 省エネ・再エネ業種の仕事・雇用の拡大。労働者のステップアップ。
- (2) 働く人たちの賃金アップ、労働時間の短縮、待遇改善、最賃1,500円。インボイス制反対。

3. 自然と健康を守る農林水産業と、オーガニック無償給食

- (1) 地産地消と有機農業の発展により、食の自給率をアップ
- (2) オーガニック無償給食
- (3) 山林を守る林業の復活と河川流域の環境保全
- (4) 海的环境を保全し、持続可能な漁業の復活

4. 若者・子ども・女性・マイノリティの幸せアップと、ジェンダー平等

- (1) 女性の社会的経済的地位を向上、性暴力を根絶
- (2) 教育・保育の充実により、子ども・若者の幸せアップ。教職員増、子ども医療費18歳まで無料化、保育士の配置基準改善。
- (3) 若者がいきいき学び働くために、給付型奨学金、若者の貧困対策
- (4) ジェンダー平等、性的少数者の幸せアップ

5. 社会保障の強化と平和・民主主義の復活

- (1) 医療の充実。看護師・介護士などケア労働の給料アップ
- (2) 介護の充実
- (3) 社会福祉の充実。利用しやすい生活保護。
- (4) 平和と民主主義。県営名古屋空港の軍事的機能強化を認めない

以上



藤井風くんの歌

たかだ洋子

私は、昨年の紅白で初めて彼を見てその歌を聞いたのだけれど、その曲のタイトルは『死ぬのがいいわ』あまりに既知の音楽から外れていたのでは？？？疑問符に包まれていた。「誰？」「何？」「歌なの？」

湯川れいこがほめていたので、YouTubeで動画を見た。その時見たのは日本武道館でのライブを切り取った「死ぬのがいいわ」で、再生回数は4000万回を超え、万を超えるコメントの、そのほとんどが外国語のコメント。Google翻訳機能がついているので日本語で読める。翻訳できない言語もあった。『誰かこの曲にdrugを入れたの？私は中毒になってしまった』というコメントに多数の賛同のリプライ。『日本語の意味わからないけど、何度も聴いてる』とか、『たかが女のことを歌っているだけだ』という書き込みに誰かが『あんたというのは、彼自身の中の気に入っている自分のことなのだよ』とリップをつけていた。

私も若い頃、フォークソングや流行歌を歌っていたが、その頃の歌詞には「忘れない」という言葉が多かったと思う。「君を忘れない」「あの日のことは忘れない」「青春を忘れない」etc. そんなことを思い出したのは『旅路』というタイトルの曲。彼は『わすれてね』『わすれるね』と歌っているのだ。この言葉に少しドキッとして、何度も聴いてい

るうちに、その言葉の持つ不思議な優しさに気がつく。インドの非暴力抵抗主義のマハトマ・ガンジーを思い出した。彼を銃撃した青年『その青年を許せ』が最期の言葉だった。

『grace』というタイトルの曲がある。graceは神様のお恵みというほどの意味だと思っているが、この曲を聴きながら私は、ある人の言葉を思い出していた。20年近く前、USA 9条の会のオーバビーさんの講演旅行を企画した時に10万円を寄付してくださった80代の女性の言葉だ。「看護婦さんが力を入れると肋骨がポキンと折れてしまって、痛いだけれど、この痛みも、神様のお恵みだと思って感謝しているの。」リウマチで入退院を繰り返しながら、最後まで一人で暮らしていた女性から教わった生き方だった。

きっと若い女性と思うが、ハングルの書き込み『歌が上手で、ピアノが上手で、ダンスも上手で、ハンサムなあなた。何なのあなた。どうして私に来たの。』

ユニオンへの期待

猿田 正機

はじめに

「ユニオンと連帯する市民の会」は、2006年に結成された「全トヨタ労働組合(ATU)をサポートする市民の会」を土台として、2008年1月に結成された。2006年2月29日に、ニュース『れいめい(黎明)ー全トヨタ労働組合と共にー第1号』が発行され、「第27号」から「ユニオンと連帯する市民の会/ニュース『れいめいー市民と共にー』」となった。さらに、「第30号」を最後に、ユニオン雑誌『結』(ゆい)へと改題され、「第1号」が発行されたのは2015年のメーデーの当日であった。1面右肩には「万国の労働者団結せよ!」と書かれ、真ん中には「黎明期を脱して『ユニオンは希望』の実践へ」と太字で書かれている。『15号』からは「万国の労働者と市民 団結せよ!」と「市民」が挿入された。

直前の2月28日の総会で、近森泰彦氏(ユニオン学校代表)が代表に就任し、古木民夫氏(ジャーナリスト会議東海)と今は亡き杉山直氏(三重短大准教授)が副代表に、中谷弁護士と私が相談役となった。その後、私は愛知働くものの健康センターの理事長に就任し、中京大学での不当解雇争議、3年にわたるコロナ禍、入院などもあり、ほとんど活動に参加できていない。80歳が目前になって、元気なうちに、私の研究の出発点である労働運動史の視点から「ユニオン運動」について、折をみて、整理してみたいと思うようになった。

そんな気になった理由は三つある。ひとつは、かつてのポスト・フォーダイズム論争で、トヨタ生産方式とともに話題となり、世界的注目を浴びたボルボのウデバラ生産方式の働き方とは、大きな歴史的流れの中でどう考えたらよいのかという、私の研究上の強い

関心からである。もう一つは、トヨタの研究を長年続けてきた私には、手に余るテーマであるが、ある意味で、幸いというべきか、この「気候危機」に、両国の労使がどう対峙しているのかを不完全でも、どうしても整理してみたくなったのである。

三つ目は、若き研究者、斎藤幸平氏の『人新世の「資本論」』(集英社新書、2020)の影響である。ぜひ一緒に、この本を読んでもほしいというたかだ洋子さんからの誘いが、この本を読むことになったキッカケであった。

もう一つ、あえて付け加えるとすれば、グレタ・トゥーンベリのマスコミへの登場である。私に衝撃を与えたのが、当時15歳の高校生、グレタの「学校ストライキ」である。スウェーデンの教育については、以前から興味があり、留学中に学校を訪問したり、子どもたちの「マクドナルド進出反対」などの抗議活動を目にしていた筆者には、グレタの行動には特別に興味がかかれた。

グレタが「学校ストライキ」を始めてから5年が経った。その彼女が昨年末に、同編著『気候変動と環境危機ーいま私たちできることー』(河出書房新社)という本を出版しました。この本は、グレタが「自分の立場を利用」して出した本ですが、20歳の若者が、世界の学者・識者に寄稿をお願いして、それに応えた104人の総力を結集した成果をまとめた素晴らしい本です。私が驚くのは、20歳の女性がこれだけの仕事をしたという事実です。恐らく、歴史上初めてのことはないかと思います。私の専門は労働問題ですが、これまでは、退職後は、専門以外のことには手を出すまいと思っていたのですが、この本を読んで、今は、残りの人生を少しでも「環境

危機」の問題にも発言し、若者たちに協力できれば、と思っています。

2015年に採択されたCOP21のパリ協定では、「2100年までの気温上昇を産業革命以前と比較して、2°C未満(可能であれば1.5°C未満)に抑え込むこと」が目標として掲げられているが、現在は、ロシアのウクライナ侵略で、世界の目は、エネルギー不足や戦争の危機に向けられている。IPPCの予測によると、現在の政策のままだと、「地球は2100年までに3.2°C温暖化する」という。人類は、まさに破滅的状态に陥ることになる。

私にとって、労働組合運動や労働争議との出会いは研究という面からだけではなく、人間関係や社会経験の面からも生きていくうえでの学びの宝庫であったといえる。「ユニオンと連帯する市民の会」の『結』や「ユニオン学校」の様子を垣間見るだけでも、過去・現在のさまざまなたたかいや団結・連帯の経験など学ぶことに満ち溢れている。労働運動にたいする私の期待は大きい。

現在、日本の労働運動は、いわゆる「労働問題」をはるかに越えた課題を担わざるを得なくなっている。より広い視野と活動が不可欠になっている。人間・労働者・労働組合の権利の確保と自然・生物環境の保全、そして、新しい社会への主体としての活動の開始である。

日本の労使、とりわけ労働組合は、これまでに当然獲得しておくべき「労働条件の質」、「労働・生活の質」、「生活の質」や「平等」「衡平」を無視ないし軽視したうえで、「社会・自然環境の質」への取り組みを国家・国民レベルで進めざるを得ないという非常に困難な事態に直面している。残念ながら、日本の政治家や労使には、その認識すら希薄である。しかし、地球温暖化は人間の思惑とは無関係に進んでいる。人間によるCO₂の激増や自然破壊、その結果としての永久凍土の溶解、干ばつ、豪雨、大火事など気候危

機の深刻化は、住む場所の喪失や食糧、水不足を生み、次々と生存条件を奪っている。その結果としての争いや移民・難民の激増は世界中を不安・混乱に陥れることだろう。これは何としても避けなければならない。これを将来、この事態に直面するであろう若者の責任ということはできないし、彼らだけに任せておくこともできない。むしろ、大人の責任である。目の前の生活にも難儀している時に、気候危機とのたたかいは非常に困難といえるが、人類としては、必ず克服しなければならない課題であると言える。労働組合運動も、この問題を無視・軽視しては、労働組合としての存在意義が問われよう。

このようなときに、私の心に真っ先に浮かぶのは、私が日本労働運動史研究の出発点とした、戦後民主変革期の生産管理闘争のことである。

敗戦後の日本国民の極端な貧困と政治的混乱は、まさに労働組合運動の出番となった。敗戦直後の労働組合法の成立によって労働組合活動が公認され、短期間に、組織率は55%を超えた。私がビックリしたのは、生産をサボタージュする経営者によって労働者が経営・生産を管理し民主化を進めるという日本の歴史上、初めての事態が生じたことであった。また、日本国憲法の成立により、多数の女性の議会への進出も日本の歴史上初めてのことであった。しかし、残念なことに、米ソ冷戦が始まり、アメリカの占領政策の転換によって民主化の動きは急速に後退していくことになる。

もう一つ忘れられないのは、私が研究の最後に選んだ、「福祉国家・スウェーデンの労使関係と社会改革」のことである。日本では、社会民主主義政党が政権を握った経験に乏しく、そのこともあって社会民主主義の政策の全体像は、日本ではまったくと言ってよいほど知られておらず、人気もないが、私は、現在でも、スウェーデンなど北欧の政策

を高く評価している。しかし、今の日本では、労働運動の存在を抜きにして未来社会の展望が語られるという恐ろしい事態になっている。

スウェーデンが200年以上も平和を続け、また社会福祉・保障にも優れていることはよく知られているが、その基本となる労働・生活条件が歴史的に一步一步改善されてきていることには驚かされる。簡単にその足跡を示すと次のようになる。

1. 第1段階 労働組合活動の公的承認と雇用・労働時間・賃金・福祉の改善
2. 第2段階 「労働の質」「労働生活の質」の改善
3. 第3段階 人間らしい「労働と生活の質」の改善
4. 第4段階 「社会・自然環境の質」の改善（気候変動対策）

しかも、その上で、「人間らしい労働・職場生活、生活、社会・自然環境の質」の改善をはかり、「緑の福祉国家」を目指して努力

している。私がスウェーデンの労働・社会運動を評価する所以である。スウェーデンの辿ってきた道が、いわゆる「コモンの再建」と言われているものと、異なっているとは私は全く考えていない。しかし、日本にとっては非常に険しい道のりではあろう。

ユニオンが市民と連帯して、どんな道をたどることになるのかは分からないが、時間が許すなら、その前進する姿を私なりに整理してみたい気に駆られている。ユニオンは貧困、雇用・失業、最低賃金、過労死、ジェンダー、人種差別、気候変動、戦争など様々な問題と対峙し前進している。もし、これらを総合的に描くことができれば、戦後日本労働運動史研究の、私の最後の仕事になるだろう。

私が特に強調したいことは、日本の労働者・市民は、北欧社会民主主義の労働運動の意義を明確に知り、そこから学ぶことが大事ではないか、ということである。それは日本の将来を考えるうえで大いに役立つのではないか。

ユニオンと連帯する市民の会 第16回 総会を開催しました。

2023年3月30日、市民活動推進センター集会室に於て第16回総会が行われました。総会終了後には懇談会が行われ、活発な議論が行われました。

議案として1. 総括、2. 会計報告と予算案、3. 情勢、4. 方針及び役員案が審議されました。

決定された第16期役員

相談役：猿田正樹 中谷雄二 古木民夫 近森泰彦

代表：木村直樹

副代表：柿山朗

事務局長：松本朗

「結」編集長：大場一哉

運営委員：桜井善行 竹久憲一郎 中村一三 小野政美 浅野文秀 後藤陽司 たかだ洋子
吉田典子 尾形けいこ

会計：牧野三枝子

会計監査：小林収

富豪や大企業が起こす「スラップ訴訟」の問題

以前、ネットのニュースで以下のような記事がありました。（抜粋）

大場 一哉

富豪や大企業が起こす「スラップ訴訟」言論の自由萎縮を懸念し、英政府が撲滅を模索

2022/5/10(火) 14:08 小林恭子 ジャーナリスト（[新聞協会報](#)に掲載された筆者コラム「英国発メディア事情」に補足しました。）

スラップ訴訟とは

言論の自由を脅かす「スラップ訴訟」を根絶するため、英政府が動き出した。

「スラップ（SLAPP）訴訟」とは「Strategic Lawsuit Against Public Participation（市民参加を妨害するための戦略的訴訟）」の略。1980年代に米デンバー大学の教授らが命名した。富裕な個人や大企業などが学者やジャーナリスト、市民組織に対して起こす、批判や反対運動を封じ込めるための威圧的な訴訟を指す。

「プーチン本は名誉棄損」 アブラモビッチ氏が提訴

フィナンシャル・タイムズ（FT）紙のキャサリン・ベルトン元モスクワ支局長による著作『プーチンの人々（未訳）』（2020年、ハーパーコリンズ）の中の数か所がロシア出身の新興財閥ロマン・アブラモビッチ氏に対する名誉棄損に当たると結論付けた。（略）

出版社と著者は21年12月、原告に謝罪し、数か所の表現を修正した。また、アブラモビッチ氏の要請で、賠償金を支払う代わりに慈善団体への寄付を約束した。

原告側は「謝罪があったことと偽情報が取り除かれたことに満足している」と述べた。

著者は「修正を望まなかったが、ここで和解しなければ裁判費用が250万ポンド（約4億円）に膨れ上がる可能性があった」という（今年3月15日、下院の公聴会）。関連の名誉棄損案件で版元の和解金総額は150万ポンドに上っている。

「報道に二の足を踏む」とガーディアン紙担当者

裁判に至る例は氷山の一角でしかないとも言われている。

3月31日に開かれた上院の通信・デジタル委員会の公聴会に出席したガーディアン紙の司法サービス部門ディレクター、ジル・フィリップス氏は「大手企業あるいは新興財閥が脅しをかけてくることが予想されると、報道に二の足を踏む」と述べた。スラップ訴訟が言論の自由を萎縮させている。

英シンクタンク「フォーリン・ポリシー・センター」の調査（20年）によると、世界41か国で金融犯罪や汚職の調査報道に取り組む63人のジャーナリストのうち、71%が脅し・嫌がらせ行為に遭遇している。

ロシアのウクライナ侵攻で、法改正の機運

英国（ここではイングランド及びウェールズ地方）の名誉棄損法は、原告には立証責任がなく、書き手あるいは報道機関が記事の正確性を立証する必要がある。世界の富豪や有力者に乱用されやすく、言論の自由が奪われる懸念はこれまでも報道機関などから指摘されていた。

2月24日のウクライナ侵攻を契機に英政府が対ロシア制裁を強める中、法制を変える気運が生まれた。

「社員へのスラップ訴訟をやめて」団体交渉申し入れ→4つ訴訟を起こされた男性が訴え

2023/3/3(金) 16:31 配信 [弁護士ドットコムニュース](#)

「神奈川県内の塗装会社に勤務していた30代男性が、労働組合に加入して団体交渉を申し入れた後に、会社側から次々とスラップ訴訟」を起こされているとして、男性と組合が

3月3日、記者会見を開いた。

訴訟はいずれも会社側の訴えが却下、棄却されている。

男性は「パワハラに加害者である会社が、一方的に私に関する訴訟を4つも起こしている。パワハラを被害者を潰す動きなのは明らか」と訴えた。

本の紹介

●DHCスラップ訴訟（澤藤統一郎著 日本評論社 定価1700円+税）

スラップされた弁護士の反撃そして全面勝利ある日突然に民事訴訟の被告になった。

その被告事件が私の勝訴で確定した後に、今度は攻守ところを変えて私が原告となつての「反撃訴訟」を提起してこれも勝訴した。

多くの人に支えられ、多くの人を頼つての勝利であつて、私はこの間誰よりも幸せな被告であり原告であつた。

医者が患者になると、突然に見慣れた医療現場の景色が変わって初めて見えてくるものが

あるという。私も、被告人本人として訴訟を経験して、これまで弁護士としては気付かなかった多くのことが見えてきたように思う。

この書は6年9か月に及ぶその訴訟と、訴訟を切り口に見えてきた諸問題についての報告である。

※名言「スラップは強者の凶器」



第97回ユニオン学校

「歌う社会運動家 添田亜蟬坊」

歌を聴き、時代の違いを考える。さて、何が違うのか？

お話 大場一哉さん

(居酒屋「楽人」店主)

日時：2023年4月20日（木）18時30分～

場所：労働会館・会議室

名古屋市熱田区沢下町9-3

主催：ユニオンと連帯する市民の会

編集後記

「ユニオンと連帯する市民の会」総会も終わり新たな1年が始まります。また1年間「結」の編集を行なう事となりました。本当にこれで良いのかと思ひながら考えることは、もう少し違うモノが出来るとはという気持ち一何か硬く面白みに欠けるなと思う気持ちと、しかし、現在の情勢を考えると等とガラにもなく悩む自分。

いや～、まるで真面目な人のような事を言い出している。エイッと頭を振り、今晚は何を肴に一杯やるかを考え、つまみを作る事とする。好みの酒をグイッと一口、やはり私はこれしかないのだと思う。こんなんですがよろしく（楽）

事務局連絡先

〒456-0006

名古屋市熱田区沢下町9-3

労働会館本館306号 健康センター内

Tel&(fax)：052-883-6966(6983)

メール：sfl17wtkg@tg.commufa.jp

ユニオンと連帯する市民の会

お願い！ 原稿、感想、情報、意見をお寄せ下さい。

1部100円

本年度の会費・カンパの振込をお願いします

振込先

郵便振込

口座番号：00820-7-169123